

## 国語審議会における国語に関する課題整理の例

国語問題要領（報告）（昭和25年6月12日）	1
国語の改善について（報告）（昭和38年10月11日）	8
現代の国語をめぐる諸問題について（報告）（平成5年6月8日）	15

\*\*\*\*\*

昭和25年6月12日

文部大臣 天 野 貞 祐 殿

国語審議会会長 土 岐 善 磨

「国語問題要領」の決定について（報告）

国語審議会第7回総会において別紙「国語問題要領」を審議決定しましたので報告いたします。

〔別紙〕

### 国 語 問 題 要 領 目 次

- 1 国語審議会の性格と任務
- 2 国語の現状の分析
  - (1) 国語を用いるもの
  - (2) 国語の教育
  - (3) 用語
  - (4) 発音
  - (5) 語法および文体
  - (6) 表記法
- 3 国語問題の歴史的展望
  - (1) 国字改良の意見とその実行
  - (2) 国語政策の実施

### (3) 口語文と話しことば

- 4 国語に関する諸機関
- 5 国語問題審議の基準

## 1 国語審議会の性格と任務

ここに国語審議会というのは、文部省設置法（昭和24年6月法律第146号）によって新たに設けられた機関で、各方面からの推薦に基いた委員で組織し、国語の改善に関することがら、国語教育の振興に関することがら、およびローマ字に関することがら（昭和25年4月追加）について調査審議し、民主的な方法で国語政策を立案するとともに、必要に応じこれを政府に建議するのがその任務である。

およそ言語は、歴史の裏づけをもった社会習慣であるから、法令などによって拘束したからといって、ただちに改善できるものではない。とはいえ、現在のわが国語は、歴史的事情によってあまりにも複雑化し、一面、国語教育が不徹底なために、国語に対する知識や注意がゆきわたらず、それが国民の社会生活や文化の発達にとってさまたげとなっている点も少くない。したがって、国語の現状に照して将来を見とおし、その改善に積極的な努力を試みることはきわめて必要である。国語審議会は、これらの努力に対し、適正な方向を与え、これを助成して、国語の改善、国語教育の振興をはかるという使命をもつものである。

そのためには、国民の言語生活の実情を調査し、広い見地に立って問題の所在をつきとめ、政府の基準を立て、あわせてその実現の方法を考える必要がある。政策の実現はもとより政府の責任であるが、国語審議会としては、その審議にあたって独断に陥ることを避け、一般世論の傾向を推察するとともに、各方面の意見に耳を傾け、できるだけ実現可能な具体的方策を練り、建議にあたっては、たとえば試験期間をおくことが必要ならばその考慮をも加えて、政策に弾力性をもたせることも考えなければならない。

## 2 国語の現状の分析

わが国は古来、諸外国の文化を摂取してきたが、それに伴って、日本語とは系統の違った言語・文字に接する機会が多かった。そして古くは中国・近くはヨーロッパ・アメリカなどの言語・文字を採りいれた結果、ついに今日の複雑多様な国語が形成された。こうして国語問題は、わが国の文化政策としてどうしても避けることのできない重大問題になってきたのである。

### (1) 国語を用いるもの

言語は、書きことばと話しことばとを問わず、これを用いるものと離れては存在しない。したがって国語を用いるものがよくその機能を理解し、それを効果的

にしようと心がけることは、国語を改善するための根本ともなるべきものである。すべて言語は思想伝達的手段であるから、正確簡明な表現をとることが必要であり、一方、社会生活を円滑にする上からも、いたずらに相手の感情を刺激したり相手を疎隔したりするような表現は避けなければならない。言語はまた、それ自身一つの芸術品となるべき性質をもつものであるから、その方向にまで高めてゆく用意も必要である。しかし今のところ、そういう自覚が一般にゆきわたっているとみとめられない。

## (2) 国語の教育

国語改善の責任はその半ばを教育に求めなければならず、国語政策の実施もまた教育の力によるものが多い。したがって、国語を改善するには、国語教育の任務・目的および内容を明らかにする必要があると同時に、国語行政の系統が確立されなければならない。元来、教育は、過去および現在の文化を受けついでゆく使命のほかに、その発展として、将来の文化を創造するという使命をもになうものである。自然、国語教育もまたこの二つの使命が遂行されるように計画されなければならないはずであるが、それはまだ満足できるまでになっていない。

## (3) 用語

社会生活が複雑になるにつれて、国語の用語もきわめて豊富となり複雑となってきて、そこに新語や外来語の問題が発生する。元来、新語の増加、外来語の吸収は、社会現象の一つとして避けることのできないものであるが、それがゆきすぎた結果は、さまざまの混乱をひきおこしている。

たとえば、

(イ) 一般にわかりにくい漢語はしだいに減ってきたが、同じ発音で意味のちがうものがまだ行われており、その上、漢字を組み合わせた耳なれないことばがさかんに作られている。「写調」「車券」などはこの例である。

(ロ) 学術上の専門語についても、同じ概念をあらわす語が、分野によってまちまちなため、一般の理解を困難にしている場合がある。コンスタントを常数(数学・物理)、恒数(化学)、定数(工学)、不変数(経済)などとしているのはこの例である。

(ハ) 会話や印刷物を通じて、必要以上に外国語が用いられる一方、すでに常識的に通用している外国語をむりに漢語に訳しかえて、一般の理解をさまたげている場合もある。

## (4) 発音

国語の音韻は、現在では教育の力によって、いわゆる標準語がかなり広く通用するようになっているが、しかし、たとえば、

(イ) 国語の中には、アクセントによって意味を区別する単語が多いにもかかわらず、地方によっては「ハシ」「カキ」のように高低が逆になっている場合がある。

(ロ) 一般に国語の音韻についての関心が薄く、そのために(3)の(イ)に述

べたように、同じ発音で意味のちがうことばが数多くできて、実際生活上しばしば混乱の種をまいている。なお発音法についての関心も薄く、その知識や訓練がはなはだしく不足している。

#### (5) 語法および文体

これは(3)の用語にも関係することであるが、敬語法があまりにも複雑であり、特に人に関する代名詞の種類の多いことは、戦後しばしば問題になった。これは一面、社会生活の反映であると同時に、社会生活と言語のずれに基づくものであって、教育上重要問題の一つといわれる。

また、標準語は、これまで東京の教養ある社会のことばを取りあげるようにいわれてきたが、その標準にもあいまいな点がある。書きことばの場合に、文学語として用いられる口語文体は、ほぼ安定したとみとめてよいが、実用文の問題、話しことばとしての標準語や方言の問題、また、対話・講演・演劇・映画・放送などにわたる諸問題については、まだ考えなければならない点が多い。

#### (6) 表記法

国語の表記法はきわめて複雑である。

- (イ) 現在わが国で広く行われている文字は、漢字・ひらがな・かたかな・およびローマ字の4種である。数字としては、漢字のほか、主としてアラビア数字、時にはローマ数字が用いられている。また科学の記号としてギリシア文字を用いることもあるが、これは特別の場合である。
- (ロ) 国語の表記法としてもっとも広く行われているのは漢字かなまじり文である。かなは、普通にはひらがなが用いられている。
- (ハ) かたかなは、これまで漢字をまじえて公用文・学术论文などに用いられていたが、現在では、主として外来語や外国の固有名詞を書きあらわす場合と、擬声語などの場合とに用いられる。なお、意味を強めたり、見た目をきわだたせたりするために、かたかなを混用することもある。また、電信文にはかたかなが専用されているほか、国語表記の方法としてかたかなだけを採用しているものもある。
- (ニ) ローマ字は、外国語表記のため、しばしば漢字かなまじり文の中に混用され、また駅名の標示や看板などにも用いられるが、一方、国語表記の方法としてローマ字だけを採用しているものもあり、義務教育期間中にはローマ字の学習や、ローマ字による教科指導も行われている。いま、一般に通用しているローマ字のつづりかたにも、いわゆる訓令式・日本式・標準式の3種がある。
- (ホ) 漢字とかなによる表記法は、一般に右縦書きであるが、左横書きも行われているし、また分ち書きを主張するものもある。
- (ヘ) 送りがな・くぎり符号(句読点)などについても、人によって使いかたがまちまちになっている。

昭和23年(1948)に行われた読み書き能力調査委員会の調査によれば、文盲は

わずか1.6%という少ない率であるが、今の社会生活に必要な能力をもっている  
とみとめられたものは、国民の6.2%にすぎず、その原因として、国語が複雑な  
こと、特に漢字のむずかしいことが指摘されている。また昭和21年（1946）アメ  
リカの教育使節団から提出された報告書の中にも、国語の表記法が複雑なために、  
文化の向上がさまたげられている事実に対し、強い関心が示されている。このよ  
うに表記法が複雑であっては、タイプライタを用いたり、印刷したりする場合に  
いちじるしく能率を害することも当然で、これがまた、さまざまな国字改良論に  
とって根強いよりどころの一つとなっている。

ただ、いわゆる漢字制限が行われてから、特に国字の問題が国語問題の中心に  
なったように見られているが、これは、広く国語一般に関係するものとして考え  
る必要があり、漢字を制限することも漢語と切りはなして考えるわけにはゆかない。

以上の簡単な分析によっても、国語・国字が複雑多様であり、また、混乱して  
いることは明らかである。

### 3 国語問題の歴史的展望

#### （1）国字改良の意見とその実行

近代になって国字改良のために発表された意見としては、慶應2年（1866）に  
前島密が建白した漢字御廃止之儀が最初であり、これが動機となってローマ字  
論やかな専用論が現れ、明治16年（1883）にはかなのくわいが作られた。今のカ  
ナモジカイ（大正9年、1920 - ）の運動は、この考えかたの系統を引いたもので  
ある。

漢字の全廃は、現実の問題として実行が困難であるという理由から、別に漢字  
節減論が現れたのも明治初期のことである。福沢諭吉、矢野文雄などはその代表  
的な論者であり実行者であった。

ローマ字採用の意見は、明治2年（1869）南部義篤の修国語論の主張に始まり、  
17年（1884）には羅馬字会が作られ、後にローマ字ひろめ会（明治38年、1905 - ）  
と日本ローマ字会（大正10年、1921 - ）とが設けられた。

このほか、明治初期以来、新しい文字を考案したものもかなりあるが、それは  
行われなかった。

#### （2）国語施策の実施

政府は、早く国語問題の重要性をみとめ、明治35年（1902）文部省に国語調査  
委員会を設けて、この問題の解決に着手した。さらに大正10年（1921）には臨時  
国語調査会を設け、12年（1923）に常用漢字表、14年（1925）に仮名遣改定案を  
発表した。これとともに国語問題に対する社会の関心もしだいに高まり、特に昭  
和6年（1931）には、以上の二つを修正して作った案を国定教科書に採用しよう

として、はげしい反対にあい、社会的に大きな反響を呼んだ。

ついで昭和9年(1934)には、国語審議会が文部大臣の国語改善に関する諮問機関として設けられ、昭和17年(1942)には、この審議会の手で標準漢字表・新字音仮名遣表が発表されたが、一般に行われるようにはならなかった。

戦後になってこの審議会は、従来の国語改善に関する成績を検討して、昭和21年(1946)には当用漢字表・現代かなづかいを決定し、別に義務教育のための当用漢字別表、当用漢字音訓表、つづいて当用漢字字体表を決定した。これらはすべて政府によって採択され、内閣訓令ならびに告示として公布された。そしてそれが、法令・公用文・教科書に実行される一方、一般の新聞・雑誌なども多くはこれと歩調を合わせている。なお、昭和24年(1949)には、中国の地名・人名を現代の中国標準音によってかな書きにする案が発表された。

ローマ字についても、政府は、教育上・学術上または国際関係上、そのつづり方統一の必要をみとめ、早く昭和5年(1930)に臨時ローマ字調査会を設けてその審議に着手し、昭和12年(1937)内閣訓令としてその方式を発表した。

### (3) 口語文と話しことば

書きことばを口語に近づけようとする、いわゆる言文一致の運動や標準語の問題も明治初年におこった。やがて言文一致は文芸作品と教科書とに実現され、今日の口語文にまで発展した。特に戦後、日本国憲法が公布されてからは、官庁の文書もおいおい口語に改められるようになった。

いわゆる標準語は、義務教育に用いられる国語教科書や放送などを通じてすでに全国にゆきわたってきたが、話しことばについては、社会生活の上からも、国語教育の上からも、従来その重要性があまりみとめられず、指導の点にも具体的な方策が確立されていない。

## 4 国語に関する諸機関

現在、主として国語問題に関係ある政府機関としては、国語審議会のほか、国立国語研究所および文部省調査普及局国語課などがある。

国立国語研究所は、国語および国民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、国語の合理化にむかって確実な基礎をきづくために設けられたもので、現代の国語、国語の歴史的発達、国語教育、公衆に対する言語などの調査研究のほか、国語政策の立案に参考となる資料を作ることもその事業の一つとなっている。

文部省調査普及局国語課は、国語審議会の事務を処理し、審議会が必要とする資料の収集整理などについて技術的援助を行うとともに、国語改善に関する政策について企画し、関係の政府機関ならびに民間各方面とも連絡してその普及にあたる。また、公用文の改善、ローマ字およびローマ字教育に関することがらを取り扱い、かねて国立国語研究所に関する事務をも処理している。

なお、国語の学術的研究は各大学の研究室などで行われ、国語の改善は民間各団体の手で推進されるなど、関係する範囲はきわめて広い。

## 5 国語問題審議の基準

以上に述べたような国語の現状と国語問題の歴史とから見て、新しい国語審議会がその任務をつくすには、国語の理想的なありかたについて、たえず現実に立脚しながら、慎重に考慮しなければならない。それについては、まず次のようなことが考えられる。

義務教育を容易にすることができるかどうか。国語の学習は義務教育の基礎であり、国語教育の目的は、国語による表現を確実にし、理解の能力を進め、社会生活にさしつかえないようにすることである。国語を覚えるために、児童や生徒にむりな負担がかかることは避けなければならない。

一般の言語生活、特に文字の使用と理解とを能率化することができるかどうか。文化の向上が、少数のすぐれた人々を必要とすると同時に、一般の水準を高めることももちろん必要であって、多くの人々が容易にまた正確に、理解したり話したり書いたりできるように方向づけなければならない。特にその方法は、あくまでも現実に即した、実行可能のものでなくてはならない。

公衆に対する言語として適用できるかどうか。公衆に対する言語は、新聞・公用文などのような文字によるものと、講演・放送などのように音声によるものとに分けられる。文字によるものについては、印刷などに関する諸問題を考えに入れることももちろんであり、字体のことも研究しなければならない。

文化を創造したり受けついたりするものに、どんな影響を与えるのか。これまでの文化遺産を受けつぐ一方、創作の自由をもさまたげないためには、国語教育のありかたや国語改善の方針などについて、たえず反省する必要がある。しかも、これは決して単独な問題でなく、前に述べた諸問題とたがいに関連させて適切な判断をくださなければならない。

国語審議会は、およそ以上のような諸条件のもとに、現在考えられる限りのいろいろな立場を、できるだけ客観的に取りあげて議題とし、それをまずそれぞれの部会で討議し、その結果を少数意見とともに総会に提出する。総会ではさらにそれを検討し、なお順次新しい議題を定めてゆく。

会議は原則として公開であるが、必要に応じて懇談会のようなものを開くことも考えられる。議決の結果は、その実施を政府に建議するばかりでなく、広く世論に訴え、一般社会の協力による文化運動として強く推進してゆかなければならない。

昭和38年10月11日

文部大臣 灘 尾 弘 吉 殿

国語審議会会長 阿 部 真 之 助

## 国語の改善について（報告）

国語審議会は、国語改善の基本的な問題について、部会および総会において慎重に審議しました。その結果、国語改善の基本的な考え方、これまでの国語施策の評価と問題点、およびこれから改善をはかる必要のある問題について、次の結論を得ましたので、報告します。

### 国語改善の考え方について

#### 国語改善の経過

国語問題の解決について、政府は早くからいろいろの施策を講じてきたが、明治35年には、そのための機関として、文部省に国語調査委員会が設けられた。それに先だって、明治33年小学校令施行規則によって、義務教育に用いるかなの字体と種類、字音かなづかい、漢字の種類などについての基準を示した。

大正10年には、文部省に臨時国語調査会が設けられ、大正12年に常用漢字表、大正14年に仮名遣改定案が発表された。また、昭和9年には、文部大臣の諮問機関として国語審議会が発足し、昭和17年に、標準漢字表・新字音仮名遣表を答申したが、これは一般に普及するに至らなかった。

戦後、国語審議会は、改めて審議を重ね、昭和21年以来、当用漢字表・同別表・同音訓表・同字体表・現代かなづかい、その他の案を決定した。これらのものの多くは、政府に採択されて内閣訓令・同告示となり、法令・公用文・教科書および新聞雑誌、一般事務用文書などにも用いられるようになった。

これまでの経過をかえりみると、国語改善については、相異なる考え方があるが、一方においては、教育上社会生活上の負担を軽減することによって文化水準の向上に資するという見地から、ことばや文字を使いやすく学びやすいものになければならないと主張され、他方においては、文化の伝承や創造を重んずる立場から、性急な改革は行うべきではないと主張されてきた。この考え方の相違が、国語そのものの複雑さに加えて、国語問題の処理をいっそう困難なものにしている。したがって、このさい重要なことは、個々の具体的な施策に先だち、大局的な観点に立って国語の基本的なあり方を検討し、国語改善についての正しい考え方を明らかにすることであろう。



## 国語改善の考え方について

### 1 ことば

ことばは思想感情を表現し、これを他人に伝達媒介する手段である。この手段としての機能から、ことばは平明簡素で能率的であることが要求される。それと同時に、ことばは社会的伝統的歴史的なものである。人々は、思想感情をそのことばによって養い、文化の伝承と創造の基礎も、ことばによってつちかわれる。したがって、ことばは単なる手段以上のものであるといわなければならない。ことばは、このように社会的歴史的なものであるから、それが用いられる社会とともに動き、変化するだけでなく、条件や目的を異にする政治・経済・文化その他社会の各領域の間でも違いが生じてくる。しかし、その反面、国民的な立場あるいは教育、公務、または新聞・放送などのマスコミの必要から、各領域に通ずる基礎的一般的な基準が要請される。特に将来の国民育成の立場から、学校教育においては、そのことが強く要請される。

### 2 文字

文字は一般に、思想感情を直接に表わすものではなくて、思想感情を表現するところのことばを視覚的に表すものである。

ことばが社会的なものであるように、文字もまた社会的歴史的なものである。

また、文字は、その表すことばから簡単に切り離すことはできない。ことにわが国においては、漢字は国語と密接な関係にあって、これを国語からにわかには引き離すことができない。

文字の中でいわゆる表音文字は、いわゆる表意文字にくらべて字数が少なく字形が簡単であるという特長をもっている。これに対し、表意文字は、字数が多く字形が複雑であるが、それぞれの文字によって表わす語の意味を一挙につかむことができるという利点をもっている。しかし、表音文字も、一つづりとなったときには、表意文字と等しい機能を発揮することができる。

わが国では、最初漢字だけを用いてみたが、やがて漢字を表音的に用いるという独自の方法によって、かなの発達をみ、国語の表現がいちじるしく自由になった。また、多くの漢語が国語として用いられ、かなとともに漢字が国語を書き表わすために用いられることによって、いわゆる漢字かなまじり文が一般化してきた。しかし、漢字は、字数が多く、字形が複雑な上にいろいろな読み方や意味で用いられたため、習得が困難になり、その解決が国語改善の重要な課題となった。なお、最近、近代社会の発展に伴って、広い範囲にわたる多量の情報を、敏速に処理するために、文字を機械にのせるさいの問題が、ことに重く考えられるようになってきた。

文字には、習得あるいは事務処理の必要から、平明簡素を要する面と、国民の精神生活や文化伝承の必要から伝統を重んずべき面との両面がある。この両面をともに考えながら、一方では、各領域においてそれぞれ必要な解決をはかるとと

もに、他方では、各領域に通ずる基礎的一般的な基準を設けることが要請される。

### 3 む す び

以上述べたような点から、国語の改善を考えるにあたっては、国語を歴史的に形成され発展していくものとしてとらえ、過去における伝統的なものと、将来における発展的創造的なもののいずれをも尊重する立場に立ちながら各方面の要求を考慮して、適切な調和点の発見に努めなければならない。したがって、国語の理想像を過去・現在・未来のある一定の時点に置き、国語をそこに固定させようとしたり、あるいは特定の領域の要求を特に重くみて、全体の問題を処理しようとしたりするような考え方は、採るべきでない。

国語改善審議の具体的な目標は、国語問題の中で緊急にその解決が求められているものについて、将来を見通しつつ最も現実に即した解答を与えることであろう。その解答として、これまでとられてきた方法は、ことばや文字の使い方の基準を設定し、修正することであった。そうした基準の設定や修正は、これまでのわが国の歴史的な事情から、文字上の問題を主にしてきた。しかし今後は、これらの問題についてもさらに検討を加えるとともに、ことばの問題についても審議を進める必要があると考えられる。なお、国語の健全な成長発展のためには基礎的一般的な基準を示すと同時に、国語に対する国民の理解を深めることについても考えなければならない。

## これまでの国語施策について

法令、公用文、新聞などの国民の共通の場や義務教育では、漢字かなまじり文の行なわれている現状に即して、ことばや文字の使用上の基準を定めることが必要である。こういう立場から見れば、戦後の国語施策は、新しい時代の国語表記の基準を示したという意味で、社会的教育的意義があったと考えられる。しかし、個々の施策の内容については、問題となる点がある。ただ、個々の施策の実施にあたっては、これまでじゅうぶんに趣旨の徹底がはかられなかったための誤解も少なくなかった。たとえば、学術、文芸などの方面にも一律早急にこれを強制するかのよう受け取られたことも、その一つであろう。したがって、今後の問題としては、個々の施策について問題点がどこにあるかを見きわめて、それらを検討すると同時に、個々の施策の趣旨をさらに徹底するよう処置する必要がある。問題点を検討するにあたっては専門の委員会などでじゅうぶんに調査研究し、世論の動向を考え合わせて、慎重に審議することが望ましい。

### 〔当用漢字表〕

当用漢字表は、わが国で使われる漢字の数があまりに多いのでこれを制限して現代国語を書き表わすため日常使用する漢字の範囲を定めたものである。

当用漢字表については、地名・人名等固有名詞に使われる漢字の取り扱いが大きな問題である。特に、都道府県名に使われる漢字について考える必要がある。また、「当用漢字補正資料」その他の問題についても考えなければならない。ただ、固有名詞の漢字を採り入れることや、補正資料などによって補正することは、当用漢字選定の方針に関連するところがある。(注1・注2)したがって、将来これらの問題を考えに入れて、当用漢字表を改めて検討する必要がある。

(注1) 当用漢字表では、固有名詞については別に考えるという方針であった。

その後、新しくつける人名・地名については、「人名用漢字別表」(昭和26年建議，内閣訓令・同告示)「町村の合併によって新しくつけられる地名の書き表わし方(昭和28年建議)」がある。

(注2) 当用漢字表では、日本国憲法に使われている漢字は全部採り入れる方針であった。補正資料では、それらのうち、日常必要でないと考えられたものを削っている。

(注3) 都道府県名のうち、当用漢字表にはいないものは、阪・奈・岡・阜・栃・茨・埼・崎・梨・媛・鹿・熊・潟・(縄)の14字である。この中で、奈，鹿，熊の3字は、人名用漢字別表にはいている。

(注4) 当用漢字補正資料は、昭和29年、国語審議会が、当用漢字について28字を出し入れし、ほかに音訓各1を加え、字体1を変更した試案である。

### 〔当用漢字音訓表〕

当用漢字音訓表は、漢字の複雑多様な使い方を整理して、現代国語を書き表わすため日常使用する漢字の音訓の範囲を定めたものである。

音訓表については、音訓の整理をする必要があること、ことにあて字や同訓異字を原則として使わないという考え方を認めるとしても、現代社会で普通に行われている音訓で、採られていないものが少なくないところに問題がある。その点について、漢字の表意性などを考えて、改めて検討する必要がある。

(注) 現代社会で普通に行われているもので、音訓表に採られていない例としては次のようなものがある。

礼 - ライ (礼賛)	吉 - キツ (不吉)	茶 - サ (喫茶)
財 - サイ (財布)	街 - カイ (街道)	
角 - かど	空 - あく	記 - しるす
魚 - さかな	街 - まち	探 - さがす
お父さん - おとうさん	遅 - おそい	脚 - あし
兄さん - にいさん	お母さん - おかあさん	
一人 - ひとり	姉さん - ねえさん	
二人 - ふたり	七夕 - たなばた	日和 - ひより

相撲 - すもう      海人 - あま      時計 - とけい      部屋 - へや

#### 〔当用漢字字体表〕

当用漢字字体表は、漢字の字体の不統一や字画の複雑さを整理して、現代国語を書き表わすため日常使用する漢字の字体の標準を定めたものである。

字体表については、現代社会である程度行われている簡易字体で表外のものの中から、適当なものを採り入れることについて考える必要がある。簡易字体の採用はむしろ漢字を広く生かす道であると考えられる。

（注）現代社会である程度行われている簡易字体で、字体表に採られていないものの例としては、次のようなものがある。

佯（働）    杻（卒）    旺（曜）      以下、例示省略

#### 〔現代かなづかい〕

現代かなづかいは、だいたい現代語音にもとづいて、現代語をかなで書き表わす場合の準則を定めたものである。いわゆる歴史的かなづかいは、語の発音と書かれるかなとがあまりにもかけ離れていて複雑なので、これを国民が日常使用するのには困難が大きい。そこに、現代かなづかいの制定された意義がある。

現代かなづかいについては、「じ・ぢ」「ず・づ」の使い分け、「おお・おう」「こお・こう」の類の書き分け、また〔ワ〕〔エ〕と発音される助詞は「は」「へ」と書くことを本則とし、「わ」「え」と書くことをも認めている点などに問題があるので、さらに検討する必要がある。

なお、現代かなづかいは、歴史的かなづかいとの関連において説明されている部分があるが、その点にも検討すべき問題がある。

（注）現代かなづかいの問題点をさらに具体的にあげると、次のような問題がある。

- （１）「じ・ぢ」「ず・づ」の使い分けを残し、その適用についてさらに検討するかどうか。また、「じ・ず」一本にして、その使い分けをやめるかどうか。
- （２）「おおきい」（大きい）「こおり」（氷）などを「おうきい」「こうり」などと書くように改めるかどうか。また、改めるとしても、一様にそうするのか、あるいは特定の語は別に考えるのか。
- （３）助詞「は」「へ」を「わ」「え」と書くことを認めるという許容の事項をどうするか。

#### 〔送りがなのつけ方〕

送りがなのつけ方は、当用漢字、現代かなづかいを使って現代国語を書き表わす場合の送りがなの標準を定めたものである。これまで、法令、公用文、新聞、教育などの各方面で送りがながまちまちであったので、それを整理したものであ

る。

送りがなのつけ方は、送りがながだんだん多くなっていく傾向　ことに教育の面では、多く送る　に即して考えられている。したがって、全体として送りすぎている点、また例外や許容が多い点などが、全般的な問題としてあげられる。特に、複合名詞の送りがなが問題となる。

これらの点については、漢字の性質を考えて、改めて検討する必要がある。

## これから改善をはかる必要のある問題について

これから改善をはかる必要のある諸問題

わが国のことばと文字について、これから改善をはかる必要のある問題としては、どのようなものがあるか広く問題を探るために、(1)話しことばについて、(2)文について、(3)語句について、(4)文法・文体について、(5)音声・発音について、(6)文字・表記法について、(7)ローマ字についての諸分野にわたって検討した。

これらの分野の中で、緊急に解決をする必要があると考えられる具体的なものとしては、次の問題がある。

- 1 話しことばの敬語的表現について
- 2 漢語の言いかえ・書きかえについて
- 3 国語の標準的発音について
- 4 わが国の地名・人名の書き表わし方について

これらについて、早急に解決を必要とするおもな事情を述べると、次のとおりである。

### 1 話しことばの敬語的表現について

敬語についてのいちおうのよりどころとしては、国語審議会の建議「これからの敬語」(昭和27年)があるが、特に話しことばに関しては、さらになんらかのよりどころがほしいという要望がある。

### 2 漢語の言いかえ・書きかえについて

これらについては、国語審議会の報告「同音の漢字による書きかえ」(昭和31年)がある。また、公用文・法令用語・学術用語・新聞用語、その他においても、それぞれにむずかしく、わかりにくい語句についての言いかえ・書きかえを決め、実施している。しかし、なお、これらのほかにも、言いかえ・書きかえを考える必要のある語句が少なくない。

### 3 国語の標準的発音について

この問題は、これまで国語審議会としては、まだ本格的には取り上げていない問題であるが、国語問題の一つとして重要な面をもち、その研究が必要

とされている。

#### 4 わが国の地名・人名の書き表わし方について

地名・人名に用いる漢字の問題については、さきに「これまでの国語施策について」で述べたとおりであるが、さらに、固有名詞の書き表わし方の根本方針についての検討が必要である。

以上の諸問題のうち、「話しことばの敬語的表現について」を第一に取り上げるべき問題と考える。

##### 話しことばの敬語的表現について

ことばづかいの混乱ということは、いつの時代にも人々の話題になることである。特に、今日では、戦前に社会に出た中年層以上の人と、戦後に育った若い人たちとの間に、ものの見方の相違があり、ことばの使い方や好みの相違がいちじるしいので、この間いろいろの問題が生じている。

わが国の敬語は複雑多様であるうえに、わずかな言い方の違いでも、人の感情を刺激することもあるほど微妙な性格をもっているから、常にことばづかいの中心の話題となってきた。

敬語については、さきに「これからの敬語」があるが、敬語は関係する方面が広く、これに盛られている事だけでは処理できない問題がある。

一方、戦後の社会では、一般の人々が集会に出て発言することや話し合いをすることが盛んになったこと、また、テレビが家庭へ普及したことなどのために、話しことばが、それも、特に改まった席における話しことばが広く各階層の人にとって、一昔前とは比較にならないほど重要なものになっており、多くの人の関心の的になっている。

そこで、話しことばに現われる尊敬表現・謙譲表現についてはもちろんのこと、「ですます体」「でございます体」のような文体の問題、敬称・あいさつことばの問題、語気、抑揚のような音声の問題など、話しことばの敬語的表現について審議することが必要であると考えます。

この問題を審議するにあたっては、次のような態度・方針によるべきである。

- (1) 信頼すべき実態調査の結果をふまえ、専門家の意見を参考とすることが必要である。
- (2) 広く世論に耳を傾け、社会一般に納得され支持されるように努めなければならない。
- (3) 決定に際しては、正しい形・誤った形というような示し方をせず、慣用されていると認められる形とか、適当と認められる形とかを示すようにする。
- (4) 実例を示すことを心がけ、なるべく具体的な場面を設定し、語句の形ではなく文の形としてあげるようにする。
- (5) 目先の問題にとらわれず将来の見通しを加味して、おおまかな方向づけをすることが必要である。

5 文国審第 4 号  
平成 5 年 6 月 8 日

文 部 大 臣  
森 山 眞 弓 殿

国語審議会会長  
坂 本 朝 一

### 現代の国語をめぐる諸問題について（報告）

本審議会は、標記のことについて慎重な審議を行い、このたび別冊のように取りまとめましたので、報告します。

### 現代の国語をめぐる諸問題について（報告）

はじめに

平成 3 年 9 月に発足した第 19 期国語審議会は、現代の国語をめぐる様々な問題を見渡し、今後適切な対応が望まれる問題にはどのようなものがあるかについて、審議し提言することを課題とした。

この課題について、本審議会は総会、問題点整理委員会など合計 27 回の会議を開いて検討を行い、この間、平成 4 年 6 月には審議経過報告を公表するなど慎重な審議を重ね、ここにこの報告をまとめた。

## 第 1 基本的な認識

### 1 これまでの国語施策の経緯

国語の表記については明治以来様々な論議が行われてきたが、戦後、国語審議会の答申又は建議に基づいて、「当用漢字表」（昭和 21 年）、「現代かなづかい」（昭和 21 年）、「当用漢字音訓表」（昭和 23 年）、「当用漢字字体表」（昭和 24 年）、「送りがなのつけ方」（昭和 34 年）等、国語の表記に関する一連の国語施策が内閣告示・内閣訓令によって実施に移された。これら一連の施策は、国語の表記の平明化を図り、教育上の負担を軽減し、社会生活上の能率を増進することによって文化水準の向上に資することを目的としたものである。

その後、これらの施策については、実施の経験等にかんがみ、種々再検討を加えて改善を図る必要が生じた。

そのため、昭和41年6月に文部大臣から国語審議会に対して「国語施策の改善の具体策について」の諮問が出された。以来、国語審議会は四半世紀にわたり、この諮問に基づく審議を継続して行い、逐次答申を行った。

すなわち、当用漢字の音訓と送りがなのつけ方の改定については昭和47年6月に答申を行い。当用漢字の字種と字体の問題については、さきの音訓の改定の結果をも採り入れて、昭和56年3月に「常用漢字表」として答申を行った。さらに、現代かなづかいの改定については昭和61年3月に答申を行い、引き続き、現代かなづかいに関連する事項としての「外来語の表記」の問題について平成3年2月に答申を行った。

これらの答申では、漢字表の字種や音訓の幅を広げるなど内容の上で従来の施策に種々改善を加えるとともに、その性格についても従来の施策に見られた制限的あるいは画一的な色彩を改め、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において現代の国語を書き表す場合の「目安」又は「よりどころ」とすること、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではないことを基本とし、過去に行われた表記を否定するものではないとして伝統的な表記に対する配慮をも示した。また、答申に先立って中間試案を広く国民に公表し、各方面の意見を十分参考にするなど、慎重な審議の上それぞれの答申をまとめた。

これららの国語審議会の答申は、その趣旨・内容に基づいて、それぞれ新しい内閣告示・内閣訓令として実施に移された。すなわち、「送り仮名の付け方」(昭和48年)、「常用漢字表」(昭和56年)、「現代仮名遣い」(昭和61年)及び「外来語の表記」(平成3年)である。

これらの新しい内閣告示・内閣訓令によって実施に移された国語の表記に関する諸施策は、現在政府部内において実行されている。法令や公用文書における表記がそれである。また、その趣旨は、新聞・放送等においても広く受け入れられ、おおむねこれらの諸施策に準拠した表記が行われている。さらに、学校教育では、これらの諸施策に準拠した指導が行われている。

法令、公用文書をはじめとする公共的な伝達場で相互の伝達や理解を円滑にするためには、分かりやすく意味の通じやすい文章を書くことが必要であり、そのための漢字使用の「目安」、送り仮名の付け方や仮名遣い等の「よりどころ」を定めるといふ国語施策の趣旨は、それらの「目安」「よりどころ」が緩やかで弾力的な性格のものであることとあいまって、広範な支持を得るとともに広く普及しているものと認められる。

## 2 国語施策の観点



国語は永い歴史の中で形成されてきた大きな存在であり、一国の文化の基礎を成すものである。また、それは、文化の伝承や創造に密接にかかわるものであるから、国語の伝統を重んずるとともに、将来を見通しながら、関係省庁等と密接に連携を図りつつ積極的に諸施策を推進していくことは極めて大切なことである。

従来の国語施策は主として表記に関する事項について立案・実施されてきたが、これからは、表記の問題だけでなく、話し言葉、敬語、共通語と方言のような言葉遣いに関する事、さらには、情報化への対応に関する事、国際社会への対応に関する事、国語の教育と研究に関する事など、広い視野に立って国語の問題全般を取り上げていくことが必要であろう。

また、従来も十分考慮されてきたことであるが、国語の問題を取り上げて何らかの目安又はよりどころ、あるいは指針を設ける場合には、それを適用すべき分野についての考慮、どのような形で適用することが望ましいかということについての国民的な合意が必要である。従来の、表記についての施策は、「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活」という公共性の高い領域を対象とするものとして実施されてきたが、反面、「科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない」ということを基本的な方針としてきた。こうした取扱いの中で、それぞれの分野の必要に応じた適切な表記が行われることは、国語にとって、また、我が国の文化にとって望ましい在り方だと思われるが、このような観点は、表記以外の問題を取り上げる場合にも慎重に考慮されなくてはならないであろう。

### 3 社会状況の変化と国語

現代の社会では価値観の多様化ということが一つの特色をなしているが、国語の問題、言葉の問題を扱う場合にも、いろいろな見方が存在することを前提とし、多面的な考察を加えなければならない。また、言葉の変化は社会状況の変化とそれに伴う人々の言語意識の変化に應ずるものであるので、現代の国語の問題を考える場合には、それらの状況への十分な認識が必要である。

国語をめぐる現代の社会状況の変化は近年特に著しいものがある。いわゆる情報化、国際化の進展は人々の予想を超える速さで進んでいる。情報機器の発達と国際的な通信手段の拡大は言語生活にかつてなかったような新生面を開きつつある。ワープロ、パソコン、ファクシミリ等の使用は日常化している。現在はまだ研究・開発の途中にあるが、コンピュータへの言語の入力を音声で行ういわゆる音声入力、機械による自動翻訳、文字の自動読み取り等の技術も広く実用化されるようになると思われる。これらの技術の発達が日常の生活に様々な利便をもたらすことが予想されるが、反面、機械によって言葉が規制されたり画一化されたりする傾向の強まることも考えられる。文字印刷の分野においても、従来の活字

による組版は、活字によらないコンピュータを駆使する組版方式に取って代わられている。これに伴い、多様な用途に応じた漢字の字種・字体の整備や情報処理上の互換性の確保等、新しい問題も生じている。

新聞・雑誌等の出版物、テレビ・ラジオ等の放送、各種の公告など、様々な媒体が人々の言語生活に及ぼしている影響の大きさについては言うまでもない。特にテレビの影響で、いわゆる共通語は全国に通用する言葉として広く普及した。地域で使われる言葉である方言はこれと併存しているが、共通語の影響を受けながら方言自体の変化もまた進行している。文字から映像への好みの変化、若い世代の活字離れの傾向も指摘されている。

人間関係と言葉の在り方については、いわゆる言葉の乱れや敬語の問題がしばしば論じられている。現代社会の急速な変化が新語、流行語、外来語、外国語、専門用語等の洪水をもたらすと同時に、世代間の言葉の差を広げている。もちろん若い世代にはその世代特有の新しい文化が生まれつつあるとして積極面をそこに認めることもできる。また、言葉の使用は場面に依存するものであり、改まった場面と私的な場面とのけじめがわきまえられていれば、そこに問題は生じないと思われる。しかし、そのけじめについての認識を欠いたり、あるいはそれが忘れられたりする場合には、言葉の基本である伝達機能の阻害、ひいては人間関係の阻害につながるおそれもないとは言えない。高齢化社会の到来も確実であるが、それも国語の問題に何らかの影響をもたらすものと考えられる。

また、我が国の国際的役割の増大や諸外国との国際交流の進展に伴い、諸外国の人々の日本語に対する関心が高まっており、内外における外国人の日本語学習者の数も急速に増加している。それとともにその学習の動機や目的も多様化してきている。日本語を母語としない人々との接触・交際の機会が日常的なものになりつつある。外国人の日本語学習を支援し、効果的な学習を可能にするような日本語教育上の積極的な対策を講じるなど、日本語の国際的な広がりに対応するための努力が必要になっている。一方、日本語の中での外国語の過度の使用については何らかの歯止めが必要であるとする声も上がっている。しかし、総じて言えば、国際社会への対応は我々自身に国語の在り方を考えさせる良い契機にもなり得るものである。

以上のように、現代の社会状況の変化は、国語や人々の言語生活・言語意識に様々な影響を及ぼしている。国語は、国民の生活と意識の共同の紐帯ちゆうたいとしてこの上なく大切なものであると同時に、日本及び日本人を国際的に理解させ国際的な友好を深める手段としてこの上なく重要なものである。平明、的確で、美しく、豊かな言葉を目指し、国語を愛護する精神を養うことが、今日ほど望まれるときはないと言ってよい。その意味で、国語の教育を更に振興していくこととともに、できるだけ多くの国民が言葉について関心を持つこと、日常の生活の中で言葉について話し合う機会を広げていくことが大切であろう。

## 第2 現代の国語をめぐる諸問題

本審議会の審議を通じて、多方面にわたり数多くの意見が出された。その中で、今後対応していく必要があるとして、また、将来的な検討課題として、比較的議論が集中した問題は次のとおりである。

### 1 言葉遣いに関すること

#### (1) 適切な言葉遣い

国語の表現は、平明、的確で、美しく、豊かなものであることが望ましい。目的と場合に応じた適切な言葉遣いや文章表現の在り方、いわゆる言葉の乱れやゆれなどの問題、発音上の諸問題について検討する必要があるのではないか。

#### (2) 放送等の媒体の言葉遣い

言語の習得、言語の学習は人間形成の基本を成すものであり、良い言語環境を用意することは家庭、学校、社会のいずれにおいても極めて大切である。特に現代では、話し言葉については幼児期からテレビ等を通じて大きな影響を受けるので、放送等の媒体において、今後とも美しく豊かで魅力に富んだ言葉遣いへの配慮が望まれる。

#### (3) 敬語

敬語は、国語の中で非常に大切な働きをしているものであり、人間関係を円滑に進めていく上でもなくてはならないものである。今日の現実に即した敬語の在り方について、話し言葉・書き言葉の両面から検討する必要があるのではないか。

#### (4) 方言

現在、共通語は広く一般社会に普及していると認められるが、方言は地域の文化を伝え、地域の豊かな人間関係を担うものであり、それぞれの地域に伝わる豊かな表現を生活の中で生かしていくことは、言語文化の活性化にもつながるものである。共通語とともに方言も尊重することが望まれる。

### 2 情報化への対応に関すること

#### (1) 情報機器の発達とこれからの国語の能力の在り方

ワープロ等の情報機器の発達に伴って、文字の使用をめぐる社会状況は大きく変化しつつある。そのような状況下で求められるこれからの国語の能力の在り方について検討する必要があるのではないか。特に、書記能力、文章表現力、思考力にどのような影響が及ぶのか、十分考えておくべきである。

また、仮名漢字変換方式の普及によって、漢字を用いることは容易になりつつあるが、それに伴って漢字を読む能力の重要性はむしろ増大することが予想される。漢字を読む能力の伸長を図るために、振り仮名の活用等について社会一般の配慮が望まれる。

#### (2) ワープロ等における漢字や辞書(ワープロソフト)の問題

ワープロ等に使われる漢字の字体についての混乱が見られるので、各方面に及ぼす影響を考慮に入れながら、ある程度共通的なものさしに従って整理・統一することを検討する必要があるのではないかと。

また、使用者の使用目的の多様化に伴い、それぞれの用途に応じた多様な辞書の研究開発を急ぐことが望まれる。

### 3 国際社会への対応に関すること

#### (1) 国際社会における日本語の在り方

日本語が日本人のものだけではなくてきている現在、日本語の国際的な広がりへの対応、日本語による外国人との意思疎通の在り方等について検討する必要があるのではないかと。

また、外来語の増加や日本語の中での外国語の過度の使用の問題についても検討する必要があるのではないかと。

#### (2) 日本語教育の推進

日本語教育に対する需要の増大と多様化に伴い、指導内容、教材、指導方法等の研究開発、各種情報機器の活用、優れた指導者の養成等を積極的に進めるべきである。

#### (3) 官公庁等の新奇的な片仮名語の使用

外来語・外国語の使用が避けられない場合のあることは言うまでもないが、官公庁等においては、その公的、公共的性格から言って、平明で的確な国語の使用に努めるべきであって、新奇的な片仮名語を使用すること等については十分慎重であることが望まれる。

### 4 国語の教育・研究に関すること

#### (1) 国語の教育の重要性

国語は、教育の全体を貫く基本を成すものであり、国語教育の重要性について教育関係者をはじめ国民全体が認識を深める必要がある。学校教育のほか、社会や家庭の教育的な役割も重視すべきである。

また、学校教育においては、国語の全般にわたる教育が、国語科はもとより教

育活動全体の中で十分に行われるよう努める必要がある。

( 2 ) 思考力・表現力の<sup>かん</sup>涵養と音声言語の重視

自分の考えをまとめ、適切に表現し、人の意見を相手の立場に立って理解することは、社会生活を送る上で極めて大切である。そういう基礎的な能力を身に付けるために、社会生活のあらゆる機会を通じて、自分としてのものの見方や考え方ができるような能力や態度を培うとともに、話すことや聞くことの教育を一層充実させるべきである。特に、語感や言葉のリズムを体得させるため、音読や朗読、話し言葉等の指導方法を一層工夫する必要がある。

( 3 ) 国語研究の振興

国語研究はそれ自体重要な価値を有するとともに、国語施策の立案や国語教育の基礎としても重要であり、一層の振興を図る必要がある。特に、国立国語研究所は我が国の国語研究の中核を成す機関であり、一層の整備・充実を図るべきである。

( 4 ) 国語の大辞典の編集

言葉は時代とともに移り変わるものだが、それぞれの時代ごとの十分な用例を収録した国語の大辞典を編集することは、国語の歴史を明らかにし、国語の伝統を継承し、明確な国語を保持するために極めて有意義である。また、言葉の来歴や用法を知ることによって言葉を大切にすることを養い、国民の国語に対する意識を高めることにもつながるものである。現在、国立国語研究所で編集の準備作業が行われているが、このような事業を更に積極的に進めるべきである。

## 5 表記に関すること

( 1 ) 目安・よりどころの趣旨と個人の表記

「常用漢字表」「現代仮名遣い」「送り仮名の付け方」等は、現代の国語を書き表す場合の目安又はよりどころとして定められたものであって、各種の専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではなく、過去に行われた表記を否定するものでもないという緩やかな性格のものである。このような性格の「常用漢字表」等が、報道機関等での基準として厳密に取り扱われ、個人としての執筆者の表記や文章表現を窮屈なものにする傾きもないわけではないので、目安・よりどころの趣旨が生かされるような柔軟な取扱いをすることが望まれる。

( 2 ) 交ぜ書き

「補てん」「ばん回」「伴りょ」のように、漢語の一部を仮名書きにするいわゆる交ぜ書きは、読み取りにくかったり、語の意味を把握しにくくさせたりする

場合もあるので、言い換えなどの工夫をすることや、必要に応じて振り仮名を用いて漢字で書くなどの配慮をすることについて検討する必要があるのではないか。

### (3) その他

縦書き・横書きなど文章形式に関する問題、句読法に関する問題、ローマ字のつづり方、ローマ字による姓名の書き方、辞書の見出しなどの語の配列順、漢字の配列順等について検討する必要があるのではないか。

なお、現行の「常用漢字表」「現代仮名遣い」等は、戦後の国語施策の見直しの結果として作成、実施されてきたものであるが、これらの内容等についても、将来、現実と合わない点や見直すべき点が生じた場合には、慎重に検討する必要があるのではないか。